

# 平成 29 年度 第 2 回 医師国保通常組合会

と き 平成 30 年 2 月 15 日 (木) 15:00 ~  
ところ 山口県医師会 6 階会議室

## I 開会

事務長、出席議員の確認を行い、議員定数 32 名、出席議員 27 名で定足数に達しており、会議が成立する旨報告。

## II 理事長挨拶

**河村理事長** 本日は雨の中、お集まりいただきありがとうございます。

さて本日は、平成 29 年度第 2 回の通常組合会で、平成 30 年度事業計画・予算等 6 議案についてご審議をお願いすることとしております。

本組合は平成 26 年に保険料を改正し、これまで何とか運営を行ってまいりましたが、29 年度は単年度で見ると赤字になる見込みとなっております。要因の一つは、被保険者の減少もありますが、やはり国の補助金が 28 年度から 5 年かけて減額していくためです。

30 年度は積立金の取り崩しにより何とかつないでいくことができるかと思いますが、31 年度は困難と思われるため、保険料の値上げを考えていかなければならない状況となっております。

さて、山口県には国保組合は本組合だけですが、社保をみますと、例えば周南にある大企業は、単独の運営をやめて親元の健康保険にまとめるか、又は同業種で運営を行うかという検討が進んでいるようです。

このような状況においては、本組合においても薬剤師会・歯科医師会のように、中四国ブロックで組合を作るべきか、又は日医が全国の医師国保組合を取りまとめるかといった案があるかと思っています。

このような議論を本格的に始めないといけない時期になっているため、現状を念頭に置いて本日の議論を行っていただければと思います。

## 出席者

### 組合会議員

大島郡	嶋元 徹	萩 市	中嶋 薫
玖珂	山下 秀治	徳山	津田 廣文
熊毛郡	斉藤 良明	徳山	高木 昭
吉南	小川 清吾	防府	山本 一成
厚狭郡	河村 芳高	防府	木村 正統
美祢郡	坂井 久憲	下松	宮本 正樹
下関市	赤司 和彦	岩国市	小林 元壯
下関市	綾目 秀夫	岩国市	保田 浩平
宇部市	矢野 忠生	小野田	西村 公一
宇部市	綿田 敏孝	光市	竹中 博昭
宇部市	黒川 泰	柳井	前濱 修爾
宇部市	猪熊 哲彦	長門市	友近 康明
山口市	淵上 泰敬	美祢市	藤村 寛
山口市	成重 隆博		

### 役員

理事長	河村 康明	理事	船津 浩彦
副理事長	吉本 正博	理事	前川 恭子
副理事長	濱本 史明	理事	山下 哲男
常務理事	沖中 芳彦	監事	藤野 俊夫
常務理事	清水 暢	監事	篠原 照男
<small>法令遵守(エフ・エフ・エス)担当理事</small>	萬 忠雄	監事	岡田 和好
理事	林 弘人		
理事	弘山 直滋		
理事	加藤 智栄		
理事	藤本 俊文		
理事	今村 孝子		
理事	白澤 文吾		
理事	香田 和宏		
理事	中村 洋		

III 議事録署名議員指名

議長、議事録署名議員を次のとおり指名。

- 山下 秀治 議員
- 友近 康明 議員

IV 議案審議

承認第 1 号 「理事の専決処分」事項について

沖中常務理事 現在の組合会議員は本年 4 月末で任期満了となるため、次期組合会議員の選出に際し、「組合会議員の数の算定基準等に関する内規」第 1 条に規定されている議員数の算定基準により、昨年 12 月 1 日現在の甲種組合員数を確認したところ、山口市医師会において議員数に変更が生じた。

規約等の改正は組合会の議決事項であるが、基準日の関係から国民健康保険法第 25 条（理事の専決処分）の第 2 項に該当するとして、昨年 12 月 7 日の第 14 回理事会において、「理事の専決処分」として、規約及び選挙規程の一部改正を議決したところである。

なお、既に昨年 12 月 11 日付けで、各都市医師会に改正後の議員定数による次期組合会議員の選出依頼を发出した際に、規約及び選挙規程の一部改正についても通知をしているが、法第 25 条第 3 項に、「その後最初に招集される組合会に報告しなければならない。」と規定されていることからご報告をするものである。まず、規約第 30 条で組合会議員の定数を 32 人から 31 人に改正している。

新旧対照表

現 行				改 正			
選挙区	議員数	選挙区	議員数	選挙区	議員数	選挙区	議員数
大島郡医師会	1	徳山医師会	3	大島郡医師会	1	徳山医師会	3
玖珂医師会	1	防府医師会	2	玖珂医師会	1	防府医師会	2
熊毛郡医師会	1	下松医師会	1	熊毛郡医師会	1	下松医師会	1
吉南医師会	1	岩国市医師会	2	吉南医師会	1	岩国市医師会	2
厚狭郡医師会	1	小野田医師会	1	厚狭郡医師会	1	小野田医師会	1
美祿郡医師会	1	光市医師会	1	美祿郡医師会	1	光市医師会	1
下関市医師会	5	柳井医師会	1	下関市医師会	5	柳井医師会	1
宇部市医師会	1	長門市医師会	1	宇部市医師会	1	長門市医師会	1
山口市医師会	3	美祿市医師会	1	山口市医師会	2	美祿市医師会	1
萩市医師会	1	計	32	萩市医師会	1	計	31

これは選挙規程第 3 条にて、山口市医師会において議員数が 3 人から 2 人に変更となったため、合計欄についても 1 人の減とし、32 人を 31 人としたことによる。

なお、次期組合会議員の選出報告は 4 月 30 日までとしている。

承認第 2 号 平成 30 年度山口県医師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画について

沖中常務理事 平成 22 年の全国建設工事業国保組合の無資格加入問題により、国から法令遵守の体制整備が求められ、本組合では平成 23 年 2 月の組合会で、規約改正及び基本方針の策定を議決していただいた。

この基本方針の中で、毎年度理事会において、具体的な実践計画を策定し、組合会の承認を得ることと規定しているため、本年 1 月 18 日の第 17 回理事会で平成 30 年度の実践計画を策定した。

**平成30年度山口県医師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画**

平成30年1月18日 理事会議決

山口県医師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の規定に基づき、平成30年度の実践計画を次のとおり策定する。

- 1 法令遵守マニュアルの策定**  
 役職員が遵守すべき法令、規則、基本方針及び法令遵守（コンプライアンス）のための組織体制などを網羅した法令遵守マニュアル等を策定する。  
 ① 法令遵守マニュアルは、全ての役職員が容易に閲覧できるようにする。  
 ② 法令遵守マニュアル等を策定し、全ての役職員に配布する。
- 2 法令遵守に関する指導・研修**  
 不祥事故を未然に防止するため、役職員等に対する法令遵守の周知徹底を行う。  
 ① 法令遵守マニュアルにより、周知徹底を行う。  
 ② 役職員を対象とした法令遵守を徹底するための研修を実施する。
- 3 法令遵守のための管理**  
 事故防止の観点から、特定の職員を長期間にわたり同一部署同一業務に従事させないように人事ローテーションを実施し、又はやむを得ない理由により長期間にわたり同一部署の同一業務に従事している場合には、事故防止等のため、同一業務について複数の職員により執行することとする。
- 4 法令遵守関連情報の組織的な把握等**  
 役職員は、法令遵守関連情報の把握に努め、把握した情報は速やかに報告するとともに適切に対応することとする。  
 ① 役職員が把握した法令遵守関連情報（組合員又は被保険者からの苦情、役職員の勤務状況、不祥事件に関する報告、保険給付に関する争い、経理処理の状況等）については、法令遵守担当理事等に速やかに報告する。  
 ② 法令遵守担当理事等は、法令遵守関連情報のうち、組合の業務運営に重大な影響を与えるもの又は組合員若しくは被保険者の利益が著しく阻害されるものについては、理事会に報告する。  
 ③ 理事会は、報告を受けた法令遵守関連情報への対応を決定する。
- 5 不祥事故への対応体制**  
 役職員は、不祥事故又はその疑いのある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事等に速やかに報告する。  
 ① 法令遵守担当理事等は、規約、規程等に則り、理事会に報告する。  
 ② 理事長は、法令等に従い、監督官庁に報告するとともに、法令遵守担当理事等とともに適切な調査を行う。
- 6 雑則**  
 この実践計画で定めるものの他、必要な事項は、理事会の承認を得て実施する。

内容について、平成 29 年度分と変更はなく、「1 法令遵守マニュアルの策定」では、役職員が遵守すべき法令、規則、基本方針及び法令遵守（コンプライアンス）のための組織体制などを網羅したマニュアル等を策定すると規定している。

本組合のマニュアルは、平成 23 年 9 月 15 日の理事会で策定しており、すべての役職員に配付をしている。

「2 法令遵守に関する指導・研修」では、役職員を対象とした研修を実施すると規定しているので、理事会の際にマニュアル等の確認を行うなどして研修をしている。

「3 法令遵守のための管理」については、担当職員の業務について記載をしているが、本組合では同一の業務について、主担当と副担当の職員により業務を執行することで、複数の職員による対応としているところである。

4 には、「法令遵守関連情報の組織的な把握等」について規定し、役職員の役割等を掲げている。

また、5 として「不祥事故への対応体制」について定めている。

以上のような実践計画に基づき、役職員ともに国民健康保険法を始め、番号法などの関係法令に沿って厳正に業務運営を行っていく。

#### 議案第 1 号 平成 30 年度山口県医師国民健康保険組合事業計画について

**沖中常務理事** 本組合の主体的事業である「1. 保険給付について」は、疾病や負傷に対する療養の給付が大きなウエイトを占めており、療養の給付のほかに療養費、高額療養費等 13 項目にわたる各種給付事業を実施するが、平成 29 年度とほぼ同じ内容となっている。

(9)「高額療養費の支給」については、記載に変更はないが、平成 30 年 8 月より見直しがある。高額療養費制度について、70 歳以上の被保険者は 2 段階の見直しをなされた。29 年 8 月から 30 年 7 月までは区分はそのまま限度額が引き上げられ、一般区分については外来上限額が引き上げられ、年間上限額が設定された。

30 年 8 月からは、2 段階目として、現役並み所得区分が 3 つに細分化され、限度額もそれぞ

れ引き上げられる。一般区分については、外来上限額が 14,000 円から 18,000 円に引き上げられている。

(10)「高額介護合算療養費の支給」については、医療保険と介護保険における 1 年間の自己負担の合算額が高額な場合に、さらに負担を軽減する制度で、平成 30 年 8 月から見直しがあり、現役並み所得者については、3 つに細分化した上で上限額が引き上げられている。

なお、これらの見直しについては、4 月に全組合員に配付する『平成 30 年度版 医師国保組合のしおり』に記載することで周知する。

「2. 保健事業について」であるが、平成 27 年の医療制度改革関連法において、国保の保険者努力支援制度が創設された。市町村国保については、前倒しで 28 年度から実施されているが、国保組合については、30 年度から保険者インセンティブが実施されることになり、昨年 12 月に国から評価指標等が示された。

特定健診・保健指導の受診率、被保険者へのインセンティブ提供、後発医薬品の使用促進などの医療費適正化に資する取組実施等の状況が項目として設定され、保険者共通の指標と国保組合固有の指標とそれぞれ 6 項目が設定されている。

これらの指標ごとに医療費適正化効果、取組みの困難さ等を総合的に考慮し、保険者として努力する国保組合に特別調整補助金 3 億円程度を点数に応じて按分して支給される制度となっている。

定率国庫補助率が削減される中、補助金の増収につながる可能性もあることから、1 月の理事会で本組合の保健事業全体を新規、廃止、継続事業に区分し、見直しをしたところである。

まず、新規事業として、後発医薬品の使用促進に関する取組みの実施であるが、県医務保険課から医療費適正化の観点から実施するよう指摘されていることと、平成 30 年度から保険者別の後発医薬品の使用割合が公表されることなどを踏まえ、30 年度から「ジェネリック差額通知」を年 1 回、該当被保険者に送付する。

対象となるのは、山口県内の市町国保が「ジェネリック差額通知」を実施する際に、山口県医師会と県医務保険課の協議により決定した事項に基

平成30年度事業計画

1. 保険給付について

(1) 療養の給付

被保険者の疾病及び負傷に関しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う。

- 1 診察
- 2 薬剤又は治療材料の支給
- 3 処置、手術その他の治療
- 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

なお、一部負担金として、10分の3を支払わなければならない。ただし、小学校就学前の被保険者については、10分の2を支払う。また、70歳以上の前期高齢者については、10分の2（ただし、平成29年3月までに70歳に到達した前期高齢者については、10分の1）、現役並み所得者は、10分の3を支払う。

(2) 入院時食事療養費の支給

被保険者（特定長期入院被保険者（療養病床に入院する60歳以上の被保険者）を除く）が、自己の選定する保険医療機関について国民健康保険法第38条第1項第5号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、組合員に対し、入院時食事療養費を支給する。

(3) 入院時生活療養費の支給

特定長期入院被保険者が、自己の選定する保険医療機関について、国民健康保険法第38条第1項第5号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、組合員に対し、入院時生活療養費を支給する。

(4) 保険外併用療養費の支給

被保険者が自己の選定する保険医療機関等について評価療養、患者申出療養又は適定療養を受けたときは、組合員に対し、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。

(5) 療養費の支給

療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないもの認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。

なお、海外渡航中の療養に対して、療養費を支給する（海外療養費）。

(6) 訪問看護療養費の支給

被保険者が、指定訪問看護事業者について指定訪問看護を受けたときは、組合員に対し、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。

(7) 特別療養費の支給

組合員がその世帯に属する被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、当該被保険者が保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けたときは、組合員に対し、その療養に要した費用について、特別療養費を支給する。

(8) 移送費の支給

被保険者が、療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、組合員に対し、移送費として、厚生労働省令の定めるところにより算定した額を支給する。

(9) 高額療養費の支給

療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第36条第2項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額が著しく高額であるときは、組合員に対し、高額療養費を支給する。

(10) 高額介護合算療養費の支給

一部負担金等の額（国民健康保険法第37条の2第1項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）並びに介護保険法第31条第1項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）及び同法第31条第1項に規定する介護予防サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）の合計額が著しく高額であるときは、組合員に対し、高額介護合算療養費を支給する。

(11) 出産育児一時金の支給

被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として40万4千円を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第26条ただし書に規定する出産であると認められるときは、これに1万6千円を加算する。

(12) 葬祭費の支給

被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、甲種組合

員は20万円、乙種組合員及び組合員の家族は10万円を支給する。

(13) 傷病手当金の支給

被保険者である組合員が、疾病又は傷病のため引き続き20日を超えて休業・休職をしたときは、21日目から起算して最高180日間1日につき甲種組合員は6,000円、乙種組合員は3,000円を傷病手当金として支給する。

2. 保健事業について

(1) 健康診断事業の実施について

被保険者である甲種組合員と組合員の配偶者及び被保険者である乙種組合員の健康保持のため「健康診断」の奨励と助成金の支給を行う。また、特例措置として、後期高齢者組合員に対する「健康診断」の助成を行う。

なお、医療に従事する被保険者のB型肝炎予防対策としてHBs抗原・抗体検査の実施は健康診断の中で行う。

(2) 健康教育事業の実施について

被保険者及び後期高齢者組合員に対して、健康に関する情報誌を配布する。

(3) 健康増進事業の実施について

被保険者及び後期高齢者組合員の健康増進対策として、参加しやすいコースを設定し、教養面を加えたウォーキング大会を実施する。

(4) 特定健康診査、特定保健指導の実施について

平成20年度から医療保険者に義務付けられた「特定健診・保健指導」について第3期実施計画に基づき実施する。

(5) 死亡見舞金の支給について

後期高齢者組合員が死亡したときは、その遺族に対し死亡見舞金として10万円を支給する。

(6) 医療費通知の実施について

該当組合員に「医療費通知」を送付する（年1回）。

(7) ジェネリック差額通知の実施について

該当被保険者に「ジェネリック差額通知書」を送付する（年1回）。

3. 広報活動について

(1) 山口県医師会報に「団体組合欄」を設けて、本組合の広報に資する。

(2) 保険給付等について解説した「医師国保のしおり」を作成し、組合員に配布する。

4. 被保険者証について

現在発行している被保険者証の有効期限は、平成31年3月31日までとなっているので、更新はしない。

5. 組合員資格確認調査について

全組合員を対象に3年に1度の資格確認調査を実施する。

6. 社会保険・税番号制度への対応について

平成30年7月からの地方税情報等の情報連携やオンライン資格確認の実施に向けた対応としてシステム改修等を行う。

7. 月別事業計画

月	組合会・理事会	諸会議及び研修会
4	理事会	
5	理事会	全国国保組合協会中国四国支部総会・委託研修会 全国医師国保組合連合会代表者会
6	理事会	全国国保組合協会通常総会 全国国保組合協会保健事業推進担当者研修会
7	理事会 監事会 組合会	全国国保組合協会職員研修会 中国四国医師国保組合連絡協議会 中国地方国保事務担当者研究協議会
8	理事会	
9	理事会	全国国保組合協会事務長研修会 全国国保組合協会理事長・役員研修会
10	理事会	全国医師国保組合連合会第36回全体協議会
11	理事会	全国医師国保組合連合会事務長連絡会 第17回学びながらのウォーキング大会 全国国保組合協会被保険者全国大会
12	理事会	中国四国医師国保組合事務連絡会
1	理事会	全国国保組合協会事務長研修会
2	理事会 組合会	全国国保組合協会理事長・役員研修会
3	理事会	全国国保組合協会通常総会

づき、40 歳以上で高血圧や心臓病等の対象医薬品で被保険者 1 人につき 300 円以上の差額が生じる場合に作成するとし、山口県国保連合会に作成を委託したいと考えている。

また、医療費通知についても新規事業とする。現在、柔道整復師にかかる患者調査を医療費通知と見なして実施しているが、県医務保険課から柔整以外の医療費についても通知するよう求められていることや、平成 29 年分から医療費通知が確定申告の医療費控除に活用できるようになり、被保険者の利便性につながるためである。また、全国医師国保組合の状況をみても 7 割以上の組合が既に実施されていることから、本組合も 30 年度から実施しようとするものである。来年の確定申告に使用できるよう、「医療費通知」を山口県国保連合会に委託して作成する。

医師国保組合は、診療担当者、被保険者と保険者という 3 つの立場があるが、保険者機能の強化が求められているので、先生方のご理解、ご協力をお願いする。

なお、廃止事業の一つが『月刊赤ちゃん&MAMA』の配付である。出産した被保険者に 1 年間配付していたが、育児情報等については、市販の雑誌やインターネット等入手方法が多数あることから、廃止による影響はないと考えている。

もう一つが貸付事業の廃止である。本組合では、平成 14 年度から高額医療費資金と出産費資金の貸付事業を行っており、事業運営の資金として、高額医療費については 1 千万円、出産費については 100 万円の基金を保有している。

事業を廃止する理由は、高額療養費については、平成 19 年 4 月から入院について、また 24 年 4 月から外来についても高額療養費が現物給付化され、申請により「限度額適用認定証」を交付することで、被保険者が窓口で支払う一部負担金が自己負担限度額までとなり、19 年度以降は貸付利用者がいないためである。

また、出産育児一時金については、平成 21 年 10 月から直接支払制度が創設され、被保険者と医療機関との契約により、42 万円までは窓口での支払が不要となったため、22 年度以降、貸付利用者がいない。

このように 10 年近く貸付の実績がなく、今後

も利用者が出る見込みがないと思われることから、2 つの貸付事業について廃止することとした。

なお、この廃止に伴う規約の一部改正及び基金の取り崩しについては、のちほど、議案第 2 号と第 3 号でお諮りする。

「4. 被保険者証について」であるが、現在お持ちの被保険者証の有効期限は平成 31 年 3 月 31 日までとなっているので、更新は 4 月 1 日付けとなる。

「5. 組合員資格確認調査について」は、全国建設工事業国保組合の無資格加入問題を受け、厚労省から組合員資格の適正な取扱いを行うため、2～3 年に 1 回以上、定期的な組合員資格の確認を行うよう通知があった。平成 24 年度、27 年度と 3 年ごとに実施しているので、30 年度は実施年度となる。実施時期については未定であるが、この調査により住所等の確認を行い、31 年 4 月 1 日付けの新しい被保険者証の作成を行う。

「6. 社会保障・税番号制度への対応について」は、平成 30 年 7 月からの地方税情報等の情報連携やオンライン資格確認の実施に向け、システム改修等を行う予定である。

「7. 月別事業計画」は、理事会、組合会の開催及び全医連や全協主催の諸会議等の予定を月ごとに示したものである。

#### 議案第 2 号 山口県医師国民健康保険組合規約の一部改正について

**沖中常務理事** 事業廃止に伴う改正や県医務保険課からの指摘事項等を含めた改正を行っている。

現行規約第 17 条第 3 項で、「組合は、被保険者の療養のための費用に係る資金の貸付のため必要な事業を行う」と規定しているが、先程、平成 30 年度事業計画で説明したとおり、貸付事業を廃止することから第 3 項を削除した。

平成 20 年度に後期高齢者医療制度が創設された際に、国が示した規約例を参考に第 18 条 死亡見舞金を新設したが、現行第 19 条と第 20 条は保健事業に関する条文であることから、条の順番を入れ替え、第 19 条を第 18 条に、第 20 条を第 19 条に、第 18 条を第 20 条に改正した。

次に、平成 26 年 4 月に療養の給付付加金制度を廃止した際に付加金に関する条文を削除した

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p><b>第 1 章 保健事業</b></p> <p>(保健事業)</p> <p>第 17 条 組合は、法第 12 条の 5 に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康保持増進のために掲げる事業を行う。</p> <p>一 健康教育 二 健康相談 三 健康診査 四 その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業</p> <p>2 組合は、高齢者医療確保法第 50 条に規定する被保険者となった組合員の健康保持増進のために掲げる事業を行う。</p> <p>一 健康教育 二 その他健康の保持増進のために必要な事業</p> <p>3 組合は、被保険者の療養のための費用に係る資金の貸付けのために必要な事業を行う。</p>	<p>(保健事業)</p> <p>第 17 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 削除</p> <p>第 18 条 前条に定めるもののほか、保健事業に關して必要な事項は、別に定める。</p> <p>第 19 条 被保険者でない者は、第 17 条の保健事業を利用させる場合における利用料については、別に定める。</p> <p>(死亡見舞金)</p> <p>第 18 条 組合は、高齢者医療確保法第 50 条に規定する被保険者となった組合員が死亡したときは、当該組合員の遺族に対し、死亡見舞金として 10 万円を支給する。</p> <p>第 19 条 前条に定めるもののほか、保健事業に關して必要な事項は、別に定める。</p> <p>第 20 条 被保険者でない者は、第 18 条の保健事業を利用させる場合における利用料については、別に定める。</p>
<p><b>第 5 章 保 険 料</b></p> <p>(保険料の変更)</p> <p>第 24 条 保険料の賦課期日後に、納付義務が発生した者がある場合又は組合員の世帯に属する被保険者数が増加した場合、若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護保険法第 9 条第 2 号に規定する被保険者(以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。)となった場合には、当該組合員に対して課する保険料の額は、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日の属する月から、月割を以て算定した第 22 条の額とする。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合又は世帯に属する被保険者数が減少した場合若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった場合には、当該納付義務者に対して課する保険料の額は、その納付義務が消滅し、又は被保険者数の減少があった日(法第 6 条第 1 号から第 8 号までの規定のいずれかに該当したことに伴い納付義務が消滅し、又は被保険者数の減少があった場合においては、その消滅し、又は減少があった日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月の前月まで、月割を以て算定した第 22 条の額とする。</p>	<p>(保険料の変更)</p> <p>第 24 条 保険料の賦課期日後に、納付義務が発生した者がある場合又は組合員の世帯に属する被保険者数が増加した場合、若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者(以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。)となった場合には、当該組合員に対して課する保険料の額は、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日の属する月から、月割を以て算定した第 22 条の額とする。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合又は世帯に属する被保険者数が減少した場合若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった場合には、当該納付義務者に対して課する保険料の額は、その納付義務が消滅し、又は被保険者数の減少があった日(法第 6 条第 1 号から第 8 号までの規定のいずれかに該当したことに伴い納付義務が消滅し、又は被保険者数の減少があった場合においては、その消滅し、又は減少があった日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月の前月まで、月割を以て算定した第 22 条の額とする。</p>
<p><b>第 10 章 雑 則</b></p> <p>(規程及び規程)</p> <p>第 62 条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に關して必要な事項は、理事会の議決により、規程又は規程を以て別にこれを定める。</p> <p>第 63 条～第 65 条</p> <p>第 63 条 第 63 条から第 65 条までの過半数を徴収する場合において発する納期告知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して 10 日以上を経過した日とする。</p>	<p>第 62 条 (略)</p> <p>(積立金)</p> <p>第 63 条 組合は、法令に定めるもののほか、職員退職給付金積立金を積み立てることができる。</p> <p>第 63 条～第 65 条</p> <p>第 63 条 第 63 条から第 65 条までの過半数を徴収する場合において発する納期告知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して 10 日以上を経過した日とする。</p>

が、それ以降の条文中の条について変更していなかったため改正をしている。

現行第 20 条中「第 18 条」を改正後の第 19 条中「第 17 条」に、第 24 条第 1 項及び第 2 項中「第 22 条」を「第 21 条」に改正している。

また、本組合が保有している職員退職給与金積立金について、国民健康保険法施行令第 20 条第 2 項に「規約の定めるところにより、給付費等支払準備金以外の準備金を積み立てることができる」と規定されているため、県医務保険課から規約に明記するよう指摘があり、第 63 条(積立金)を新設している。

これにより、現行第 63 条以降について、1 条ずつ繰り下げている。

なお、この改正は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

**議案第 3 号 特別積立金及び基金の取り崩しについて**

**沖中常務理事** 平成 29 年度決算見込みの歳入において、国民健康保険料は、予算額 9 億 4,254 万 4 千円に対し、9 億 5,862 万円余で約 1,600 万円増を見込んでいる。被保険者数は減少傾向にあるが、現在のところ、29 年度予算で見込んだ人数を若干上回っている。

国庫支出金については、補助対象となる療養給付費や高額療養費が予算額より増加していることから、補助金は予算額を約 1 千万円上回る 2 億 414 万円を見込んでいる。

また、共同事業交付金については、全協から交付された前期分の額の倍を計上しており、予算額より約 3 千万円増の 5,322 万円としている。

繰越金は 2 億 727 万 5 千円、歳入合計 14 億 2,334 万 9 千円となった。

歳出では、保険給付費が予算額 6 億 5,834 万 3 千円に対し、7 億 1,300 万 1 千円と約 5,465 万円超過する。

保険給付費の中の大部分を占める療養給付費について、平成 29 年度 7 か月分の実績から見込んだ年間推計額は 8% の伸びを見込んでいる。この療養給付費増の要因は、脳出血、脳梗塞により長期入院された被保険者が数名おられたことなどによる。

歳出合計は 12 億 5,775 万 2 千円で、差引残高 1 億 6,559 万 7 千円となり、この全額を平成 30 年度予算案の繰越金に計上した。

なお、単年度収支では、4,167 万 8 千円の赤字を見込んでいる。

平成 30 年度予算案では、国民健康保険料においては被保険者数の減少に伴う減収、また、国庫支出金については補助率の削減等による補助金減などで、平成 29 年度予算額より約 3 千万円の減収が見込まれる。

この財源不足を保険料の引き上げではなく、特別積立金の取り崩しによって賄うこととし、繰入金に 4,100 万円を計上している。このうち、貸付事業廃止による基金の取り崩しについて、高額医療費資金貸付基金全額の 1,000 万円、出産費資金貸付基金全額の 100 万円を取り崩し、また、特別積立金を 3 千万円取り崩し、合計で 4,100 万円としている。

特別積立金の取り崩し額を 3 千万円としたのは、先程の国民健康保険料と国庫支出金の減収分に相当する額で、また、平成 30 年度予算総額について、29 年度とほぼ同額となる金額とするために計上した額である。

これにより、平成 30 年度予算総額は 13 億 5,229 万 8 千円となり、29 年度 0.3%、449 万 9 千円増とほぼ同額となっている。

また、歳出の予備費については、29 年度より約 2,700 万円減となっているが、1 億円を超える額を計上することができ、その他の歳出項目で予算超過となった場合も充当するに十分と思われる額を確保できている。

特別積立金の取り崩し案だが、特別積立金については、1 月 31 日現在 2 億円を保有しており、このうち 3 千万円を取り崩すことで、残高は 1 億 7 千万円となる。

なお、特別積立金は、国民健康保険法施行令第 19 条で、積立額の算出方法等が規定されている。

平成 29 年度決算見込み額により算出した法定額は 1 億 2,761 万 6 千円となり、この額を 30 年度末までに積み立てておかなければならないが、30 年度中に 3 千万円を取り崩しても、30 年度末では法定額を約 4,238 万円上回る 1 億 7

千万円を保有している。

基金の取り崩しについては、事業廃止に伴い、2 つの基金の全額となる 1,100 万円を取り崩そうとするものである。

#### 議案第 4 号 平成 30 年度山口県医師国民健康保険組合歳入歳出予算について

沖中常務理事 平成 30 年度予算は、厚労省から示された予算編成の留意事項に基づいた予算額を計上している。

##### <歳入>

国民健康保険料については、26 年度に改正した月額保険料に 30 年度の被保険者見込み数を乗じて算出している。この被保険者見込み数は、29 年度平均被保険者数に 4 か年の対前年度比の平均値を乗じて算出し、合計で 4,151 人とし、29 年度より 161 名の被保険者数が減少している。

国民健康保険料は、医療給付費分ほか 3 種類の保険料総額として 9 億 3,007 万円で、29 年度より 1,247 万 4 千円の減となっている。

国庫支出金であるが、事務費負担金については、平成 23 年度以降、各国保組合の所得水準に応じた支給調整率がかかることになり、厚労省が示した被保険者数に応じた額に 0.8 の支給調整率を乗じて算出し、350 万 1 千円を計上している。

国庫補助金の療養給付費等補助金では、28 年度から補助率の見直しがあり、32%の補助率が 32 年度までの 5 年間で 13%に引き下げられ、30 年度は中間である 3 年目となり、補助率が 20.6%となる。

従来分については、補助率 20.6%で 8,115 万 6 千円の補助金見込額としているが、補助金の見直しにより、約 4,491 万円の減額となっている。

前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び介護納付金にかかる補助金についても、厚労省の示した算出方法により算出しているが、補助金の見直しによる減少分は全体で 7,144 万円余となり、大きな影響を受けている。

療養給付費等補助金は 1 億 6,614 万 6 千円で、29 年度と比較して 1,659 万 8 千円の減となっている。

特別調整補助金として 300 万円を計上してい

るが、保険者機能強化分としてウォーキング大会の経費等と、新規事業となる医療費通知やジェネリック差額通知等にかかる経費を申請することで、負担増を抑える。

出産育児一時金等補助金の出産育児一時金補助金は、1件42万円の一時金支給に対し、24年度以降、10万5千円の補助となっている。

特定健康診査等補助金は、厚労省が示した補助単価と対象見込み者数から算出し、29年度と同額の133万2千円を計上している。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、100万円を計上している。

共同事業交付金は、高額医療費共同事業に対する交付金であり、全国国保組合協会が示した算出方法により算出した共同事業拠出金等の高額医療費共同事業医療費拠出金と同額である3,847万4千円を計上している。

28年度以降、1件100万円を超えるレセプトが多く、拠出金を上回る交付金があり、共同事業の恩恵を受けているが、30年度以降は拠出金として支出する額が増加することになり、交付金も29年度より1,601万7千円の増加としている。

財産収入は、積立金と貸付基金の利息で10万1千円を計上している。

繰入金は、特別積立金、基金の取り崩し額の4,100万円を計上している。

繰越金は、平成29年度決算見込みの差引残高の1億6,559万7千円とし、29年度より2,249万8千円減としている。

諸収入は、29年度同額の4千円を計上している。

<歳出>

組合会費については、29年度と同額の258万1千円を計上している。

総務費は、役員報酬等組合運営の事務費等として、29年度より約280万円減の3,492万3千円を計上している。

保険給付費は、歳出全体の約半分を占める7億2,267万2千円を計上しており、29年度に対し約10%、6,432万9千円増となっている。

療養給付費等の予算額は、6億3,360万6千円としている。

療養費及び高額療養費については、平成29年4月から12月までの9か月分の支給実績をもとに推計した額から算出している。

療養給付費は29年度より5,141万5千円増、高額療養費は6,485万5千円で約1,382万円の増となっている。

第1表 平成30年度歳入歳出予算

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
I 国民健康保険料	930,070	I 組合会費	2,581
(1) 国民健康保険料	930,070	(1) 組合会費	2,581
II 国庫支出金	177,052	II 総務費	31,923
(1) 国庫負担金	3,501	(1) 総務管理費	31,388
(2) 国庫補助金	173,551	(2) 徴収費	535
III 共同事業交付金	38,471	III 保険給付費	722,672
(1) 共同事業交付金	38,471	(1) 療養諸費	640,109
IV 財産収入	101	(2) 高額療養費	65,355
(1) 財産運用収入	100	(3) 移送費	100
(2) 基金運用収入	1	(4) 出産育児諸費	12,607
V 繰入金	41,000	(5) 葬祭諸費	1,500
(1) 準備金等繰入金	41,000	(6) 療養の給付付加金	1
VI 繰越金	165,597	(7) 傷病手当金	3,000
(1) 繰越金	165,597	IV 後期高齢者支援金等	216,398
VII 諸収入	1	(1) 後期高齢者支援金等	216,398
(1) 預金利子	1	V 前期高齢者納付金等	51,388
(2) 雑	3	(1) 前期高齢者納付金等	51,388
		VI 介護納付金	129,589
		(1) 介護納付金	129,589
		VII 共同事業拠出金等	42,209
		(1) 共同事業拠出金	38,508
		(2) 共同事業負担金	3,701
		VIII 保健事業費	65,588
		(1) 特定健康診査等事業費	5,591
		(2) 保健事業費	38,991
		(3) 死亡見舞金	1,000
		IX 積立金	1,001
		(1) 積立金	1,001
		X 公債費	1
		(1) 一般公債費	1
		XI 諸支出金	3
		(1) 償還金及び還付加算金	3
		XII 予備費	105,945
		(1) 予備費	105,945
合 計	1,352,298	合 計	1,352,298

出産育児諸費については、30 件分の一時金と手数料を計上している。29 年度の支給状況から約 210 万円の減となっている。

葬祭諸費についても、29 年度の状況から 50 万円減の 150 万円としている。

療養の給付付加金については、平成 26 年 4 月診療分以降、制度を廃止しているが、科目存置として 1 千円を計上している。

傷病手当金については、100 万円増の 300 万円を予算計上している。

後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、介護納付金については、厚労省から示された算定式により予算を計上している。

なお、29 年度までは、老人保健拠出金を科目として設置していたが、昨年 10 月に厚労省から示された「歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分」で削除されていたので、老人保健拠出金については予算額を 0 としている。

また、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等及び介護納付金の予算額は、いずれも 29 年度を下回り、3 款で約 4,330 万円の減となっている。これにより、歳出全体の増加が抑えられている。

共同事業拠出金等の共同事業拠出金は、高額医療費共同事業に対する拠出金で、国からこの事業を委託されている全国国保組合協会（全協）に支払う額となる。全協が示した算出式により、3,847 万 4 千円を計上している。

また、共同事業負担金の国民健康保険組合共通システム共同事業負担金については、現在、導入していないが、科目存置として 1 千円を計上している。

社会保障・税番号システム負担金については、全協が開発したシステムを導入しており、負担金として全協に支出する額約 338 万円を計上している。

中間サーバー運営負担金については、社会保障・税番号制度における医療保険者等向け中間サーバーのランニングコストとして、厚労省から示された被保険者 1 人当たりの単価で算出した 32 万 2 千円を国保中央会に支払う。

保健事業費では、特定健康診査等事業費について、29 年度より約 55 万円減の 559 万 4 千円を計上している。

委託料における特定健診の単価については、山口県医師会が示した 30 年度の額で、29 年度と同額の 10,781 円としている。29 年度の特定健診の受診状況等から受診者数を 50 名減としたため、予算減となった。

保健事業費は、健康診断助成金やウォーキング大会の経費等で、3,899 万 4 千円としている。

役務費に新規事業の医療費通知とジェネリック差額通知に係る経費をそれぞれ計上している。

高額医療費資金貸付金と出産費資金貸付金は、事業廃止により予算額は 0 としている。

死亡見舞金については、29 年度の支給状況から 2 件減の 10 件分、100 万円を計上している。

積立金については、職員退職給与金積立金のみ 100 万円を積み立てようとするものである。

公債費は科目存置である。

諸支出金については、3 千円を計上している。

歳入歳出を調整した結果、予備費として、1 億 594 万 5 千円を計上している。

## V 採決

議長、全議案について順次採決を行い、議員の挙手多数により原案どおり可決された。以上をもって議案の審議がすべて終了した。

## VI 閉会の挨拶

**河村理事長** 本組合の状況としては、補助金減少によって今後、赤字へと進んでいくため、医師国保の運営において、日医がどのような方向性をもっているのか注視し、皆様にもその情報をいち早くお届けできるよう努めて参りたいと思います。本日は、ありがとうございました。

### 県下唯一の医書出版協会特約店

医学書専門 井上書店  
看護学書

〒755-8566 宇部市南小串2丁目3-1(山口大学医学部横)  
TEL 0836 (34) 3424 FAX 0836 (34) 3090  
[ホームページアドレス] <http://www.mm-inoue.co.jp/mb>  
新刊の試覧・山銀の自動振替をご利用下さい。